

無担保住宅ローン

商 品 名 (愛 称)	無担保住宅ローン
ご 利 用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢が満18歳以上の方。 ・ 安定継続した収入がある方。 ・ 申込人が居住し申込人もしくはその家族が所有している自宅、またはその家族が居住し申込人が所有している自宅とします。 ・ 一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方。 ・ 当金庫の会員となれる方。 <ul style="list-style-type: none"> ①当金庫の地区内に住所または居所を有する方。 ②当金庫の地区内の事業所に勤務されている方。 ③地区内に転居することが確実と見込まれる方。 <p style="margin-left: 20px;">上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることが出来ます。なお、会員となっていたかなくとも、ご融資をさせていただきますことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫の本支店までお問い合わせください。</p> ・ 原則として、団体生命信用保険に加入できる方。 (ご契約金額が1,000万円超の場合は必須条件となります。)
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> ① 申込人が居住（居住予定も含む）し申込人もしくはそのご家族が所有する自宅、またはそのご家族が居住（居住予定も含む）し申込人が所有している、不動産の購入、新築、建て替え、リフォーム資金及びそれに伴う諸費用（本融資にかかる保証料を含みます） ② 申込人ご本人が①を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社（消費者金融は除く）からお借り入れたローン（無担保）の借換え資金及び借換えに伴う繰上完済にかかる手数料 ③ 住宅ローンのお借換資金（申込人ご本人が、当金庫を含む金融機関からお借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもののお借換資金。） ④ インテリアや家電等購入資金（上記①に付随して必要となるもので、100万円以内かつ①と合わせたお申込みの場合に限ります。)
ご 融 資 金 額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1万円以上2,000万円以内（1万円単位） ※空き家解体費用は500万円以内
ご 利 用 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3ヶ月以上25年以内
ご 融 資 利 率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変動金利型とします。（適用金利は金融情勢などに応じて変動します。） ・ 金利の見直しは、当金庫所定の基準金利（住宅ローンプライムレート）を基準として、毎年4月1日、10月1日を基準日に年2回行い、前回基準日と今回基準日の基準金利の差をもって変更します。この基準金利の変更に伴い、変更幅と同一の幅で引上げまたは引下げられます。 ・ 変更後のご融資利率は各基準日の翌々月の約定返済日の翌日から適用されます。 ・ 変更後の利率が適用されたご返済金額については、それぞれ7月、1月分のご返済から適用されます。 <p style="margin-left: 20px;">なお、借り入れた日から10回目の基準日を経過するまでは、その期間内に借入利率の変更があっても返済額は変更しません。</p>

ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月元金均等または元利均等返済とします。ボーナス併用返済も可能です。 ・ ボーナス返済は元金の50%以内とし、年2回の6ヶ月間隔のご返済となります。 ・ 元金返済の据置期間は6ヶ月以内です。
保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。
保証料 手数 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保証料は、ご融資利率に含まれます。 ・ 各種手数料は、融資手数料一覧を参照願います。
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括室（9時～17時、電話：025-543-3184）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）並びに新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。また、現在のご融資利率やご返済額の試算等につきましては、当金庫の本支店にお問い合わせ下さい。